

**「道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」の一部改正について**

**1. 背景**

「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)(以下「保安基準」という。)第 55 条の規定において、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が認定した自動車については、保安基準の一部について適用しないこととしています(以下「基準緩和」という。)

今般、国内のバス事業者が、日本では製作されていない連節バスを海外(欧州)自動車メーカーから輸入するにあたり、保安基準の適合性を検討したところ、日本の保安基準で定めるとびら方式の非常口が設置されていないことが確認されました。これを受け、当該連節バスに設置されている脱出用窓について、非常時における安全性を別添のとおり国土交通省にて検討したところ、この脱出性は日本の基準に定められているとびら方式の非常口と同等以上であると判断しました。

このため、現行取扱いにおいては、基準緩和の取扱いができない非常口について、非常口と同等の安全性が確保されている場合には、基準緩和が行えるように「道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成 15 年国土交通省告示第 1320 号)(以下「基準緩和告示」という。)の一部を改正する予定です。

**2. 改正概要**

「基準緩和告示」の改正内容は以下のとおりです。

- (1) **保安基準第 55 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものに非常口の基準を追加**  
「基準緩和告示」第 1 条第 1 項第 1 号に非常口の保安基準第 26 条を追加する。

**3. スケジュール**

平成 19 年春頃までに施行することを検討しています。